

東日本大震災関係の参考資料

- 東日本大震災に伴う外国人留学生（大学）の在籍・就学状況について（平成23年4月20日現在）

- 東日本大震災に伴う各国・地域における日本渡航の情報等について（平成23年4月18日事務連絡）

- 東日本大震災に関する外国人留学生への支援等について（平成23年4月7日文部科学省報道発表資料）



平成23年5月2日

東日本大震災に伴う外国人留学生（大学）の在籍・就学状況について
（平成23年4月20日現在）

このたび、文部科学省では東日本大震災に際し、外国人留学生（大学）の在籍・就学状況を抽出調査し、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

この結果では、東北地区や関東地区において通学圏内にあることが確認できる外国人留学生（大学）の割合が他の地区に比して低い状況ですが、今年度の講義が開始していない大学も含まれていることから、平成23年5月20日現在の状況も調査する予定です。

（注）抽出調査のうち、東北地区については抽出した9校のうち6校が4月20日以降に講義開始日を遅らせ、また、関東地区については、10校のうち1校が4月20日以降に講義開始日を遅らせている。

<担当> 高等教育局学生・留学生課

課長 松尾 泰樹

課長補佐 水畑 順作

係長 八木雄一郎

飯塚 智久

電話：03-5253-4111（代表）（内線3433）

E-mail: ryuugaku@mext.go.jp

○ 東日本大震災に伴う外国人留学生（大学）の在籍・就学状況について

留学生を受入れている全国の国公私立大学(70校)の留学生数 a		大学所在地(通学圏内)にいることが確認できる留学生数 b	通学圏内にいることが確認できる割合(c=b/a)
20,376 人		17,643 人	86.6%
北海道	571 人	558 人	97.7%
東北	2,316 人	814 人	35.1%
関東	6,341 人	5,527 人	87.2%
中部	2,499 人	2,351 人	94.1%
近畿	3,604 人	3,461 人	96.0%
中国	1,274 人	1,229 人	96.5%
四国	618 人	567 人	91.7%
九州	3,153 人	3,136 人	99.5%

文部科学省高等教育局学生・留学生課調査(平成23年4月20日現在)

※1 この調査でいう「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(大学院を含む。)において教育を受ける外国人学生をいう。

※2 留学生受入れの国公私立大学のうち、地域・規模を考慮した任意の70校を対象として集計

※3 上記一覧は、平成23年4月20日現在の状況を集計しているが、今年度の講義が開始していない大学(抽出大学のうち7校)もあるため、平成23年5月20日現在の状況も調査する予定。

※4 各大学で把握しえた限りのおおまかな数字であり完全に正確なものではない。

事務連絡
平成23年4月18日

国立大学協会
日本私立大学団体連合会
公立大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立短期大学協会
国立高等専門学校機構
日本私立高等専門学校協会
全国公立高等専門学校協会

御中

文部科学省高等教育局
学生・留学生課留学生交流室

東日本大震災に伴う各国・地域における日本渡航の情報等について

平素より大変お世話になっております。
このたびの東日本大震災により、被害を受けたことに対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、文部科学省では外国人学生受入れに関する関係省庁の協力を得て、別紙のとおり、「各国・地域における日本渡航に関する勧告状況および在留自国民への注意勧告」を更新しましたので、お送りいたします。

これらの内容について、関係の大学・短期大学・高等専門学校に周知いただきたいと思いますと考えております。お忙しいところ、大変恐縮ですが、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、別紙の資料に基づき、外国人留学生に対して情報提供を行うに際しては、下記の点に留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 別紙の資料は必ずしも最新の情報を踏まえているものではないことから、適宜各国の外務省や在京大使館のホームページを確認すること。
2. 別紙の資料を対外的に使用する際の出典は、「各国外交当局HP」とし、とりまとめ・公表の責任は発表主体が負うこと。

(担当) 文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室政策調査係
電話：03-5253-4111 (内線3360)

各国・地域における日本渡航に関する勧告状況および在留自国民への注意勧告

国・地域名	月日	内容(上段: 訪日渡航注意勧告/下段: 在留自国民への注意勧告)	発出先
韓国	※月13日	渡航勧告(4段階評価)の上から2段階目にあたる「渡航制限」地域に、福島県飯館村、川俣村、田村市、南相馬市を追加指定。「渡航自粛」地域から青森県をはずす。 ○渡航禁止地域: 対象地域なし ○渡航制限地域: 福島第一原発から半径30キロ以内+4/13新規追加指定の地域 ○渡航自粛地域: 岩手、宮城、福島、茨城県 ○渡航注意地域: 東京都と千葉県	韓国外交 通商省
	3月17日	福島原発から半径80キロ内に滞在する自国民に対して退避勧告。	
中国	3月15日	被災地への渡航延期を勧告。	中国国家 旅遊局
	3月16日	被災地域から退避するように勧告。	中国外交部
台湾	3月15日	東北地区、関東地区の全域(東京を含む)および北海道東部および南部沿岸地区を「退避勧告」地域とし、沖縄を除く「退避勧告」地域以外の日本各地方については「渡航注意」地域に指定。	台湾外交部
	3月15日	被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、北海道、山形県、茨城県)からの退避を勧告。	
香港	3月15日	福島県に次いで、宮城県、岩手県、茨城県を渡航延期勧告地域に追加。その他の地域は、不要不急の渡航延期を勧告。	香港政府
	3月17日	「原発事故は非常に深刻で、さらに状況が悪化すれば脱出が困難になる」として東京からの退避勧告。	
タイ	3月15日	被災地への渡航自粛を勧告。	タイ外務省
	3月21日	●福島原発から80km圏内に居住する自国民に対し、もし居住する必要が無いのであれば当該圏内から移動を検討するよう勧告。 ●岩手県、宮城県、福島県に居住する自国民に対し、タイへの帰国を望まない者については日本の南の地方に移動するよう勧告	
シンガポール	3月22日	(勧告レベルが緩和され) 不要不急の渡航の延期を勧告。	シンガポール 政府外務省
	3月17日	福島第一原発から半径100km以内からの待避を勧告。特に福島、宮城からの即時退避を指示すると同時に、近接する山形、新潟、東京、千葉、神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木からも、不要不急の場合以外は退避を検討するよう呼びかけ。	
豪州	3月18日	東京、その周辺および本州の東京以北の地域について必要不可欠な場合を除き「旅行回避(5段階中最高)」とし、それ以外の地域を、「高レベルの注意(5段階中3つ目)」に設定。	オーストラリア 外務省
	3月18日	福島原発から半径80キロ内に滞在する自国民に対して退避勧告。	
米国	4月14日	福島第一原発の半径80キロ以外への渡航自粛勧告を解除。	米国防務省
	3月17日	福島第一原発の半径80キロ以内に在住自国民に対して避難勧告を行っていることを受け、日本在住の自国民に対しては国外退去について検討するよう呼びかけ。	在京米国 大使館
カナダ	4月6日	・渡航自粛対象地域から東京とその近郊ならびに千葉県を除外。 ・不要不急の渡航自粛対象地域に栃木県と群馬県を追加し、青森県を対象外。 (対象地域: 茨城県、宮城県、岩手県、福島県、栃木県、群馬県)	カナダ政府
	3月17日	福島原発から半径80キロ内に滞在する自国民に対して退避勧告	
英国	4月7日	(勧告レベルが緩和され)、渡航自粛対象地域から東京を除外(東北地方については引き続きすべての不要不急の渡航自粛を勧告)。	英国外務省
	4月7日	福島原発から半径80キロ内に滞在する自国民に対して退避勧告。 東京及び東京より東に在住する自国民へは福島原発の動向に注意するよう勧告。	
フランス	4月7日	(勧告レベルが緩和され)「職業上や家族上の」必要に迫られるのでない限り、日本へは渡航しないよう勧告。	フランス外務省
	4月7日	宮城県・福島県・茨城県・栃木県への訪問は延期することを強く勧告。	
ドイツ	4月7日	(対象地域限定に緩和) ●本州東北部・福島にある原発周辺地域へは訪問しないよう警告する。 ●関東地域への不要不急の旅行は差し控えるよう勧告する。	ドイツ外務省
	4月7日	●本州東北部・福島にある原発周辺70km圏の地域には滞在しないよう警告する。 ●放射線の見地からは、東京・横浜地域への滞在は目下のところ無害であるが、子供と若年層は放射線耐性の低さから、この地区への滞在は避けるべきである。 ●東京・横浜地域滞中に際しては、福島の原発の不安定さに鑑み、日本の当局の行動の指針及び勧告に絶対従うこと。また、事態悪化には備えておくこと。	
マレーシア	4月1日	日本への渡航延期を再度勧告。特に東北地方への渡航を延期と同地域からの退避を強調。それ以外の地域についても、「原発問題に注意して」旅行をするように勧告。	マレーシア 外務省
	4月1日	原発から半径80km以内からの退避を勧告。	
ロシア	3月12日	当面、観光や私用の渡航自粛を勧告。	ロシア外務省
	3月23日	被災地域への訪問は控えるように注意勧告。	
インド	3月17日	不要不急の渡航自粛を勧告。	インド外務省
	3月11日	在日インド大使館内に、24時間ヘルプホットラインを開設。	在日インド 大使館

上段: 訪日渡航注意勧告

下段: 在留自国民への注意勧告



平成23年4月7日

東日本大震災に関する外国人留学生への支援等について

文部科学省では、東日本大震災に関連し、外国人留学生に対し別紙の支援を実施しておりますのでお知らせします。

<担当> 高等教育局学生・留学生課

課長	松尾 泰樹
課長補佐	水畑 順作
専門官	長川 英樹 (国費留学生に関すること)
課長補佐	山口 茂 (学習奨励費に関すること)
係長	八木雄一郎
	飯塚 智久

電話：03-5253-4111 (代表) (内線 3433)

E-mail: ryuugaku@mext. go. jp

(別紙)

東日本大震災に関する外国人留学生への支援等について

文部科学省では、東日本大震災で被災された外国人留学生の方々に対して、以下の支援を行うこととしましたので、お知らせします。

今後とも、留学生の状況に応じたきめ細かな方策を検討してまいります。

【国費留学生】

1. 国費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により一時帰国を余儀なくされた留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。その他学長が認める者。)が、日本に再渡日するための航空券を支給します。
(4月7日(木)に対象大学等に通知を発出予定。照会先:国費留学生係(内03-6734-3052))

※(財)交流協会により奨学金等を支給されている台湾からの留学生については、(財)交流協会を通じて日本に再渡日するための航空運賃を支援。(4月7日(木)に対象学生に周知予定。照会先:(財)交流協会総務部(工谷)、電話:03-5573-2600(内14))

【私費留学生】

2. 私費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により経済的困窮に陥った成績優秀な留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。成績基準等は私費外国人留学生学習奨励費受給基準と同じ。)を対象に、1学期分(4月~7月)の私費外国人留学生学習奨励費の追加募集を実施します。((独)日本学生支援機構を通じて実施。)
(4月8日(金)に対象大学等に追加募集通知を発出予定。
照会先:(独)日本学生支援機構留学生事業部国際奨学課(秋保、太田)
電話:03-5520-6030)

なお、今回の震災によりお住まいを失われた方等を対象に、「被災者生活再建支援制度」等の被災者支援に関する各種制度があります。

本制度は、外国人留学生も対象となります。

(財団法人 都道府県会館 <http://www.tkai.jp/shienjigyo/index.html>)

<参考：これまでに外国人留学生に対して実施している主な支援策>

【外国人向け情報発信について】

3. 文部科学省、(独)日本学生支援機構ホームページを通じ、外国人留学生向けの情報提供を実施しています。(必要に応じて官邸、外務省、法務省、各大学等のHPとリンク)

(1) 文部科学省HP

日本語：http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/topics/1303717.htm>

中国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303963.htm

韓国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303964.htm

(情報提供例)

①平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に関する外国人留学生への情報提供について

日本語：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303884.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/news/1304086.htm>

②東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について(通知)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303623.htm

③IIE(米国国際教育研究所)からのお知らせ(東北地方太平洋沖地震により実家等が被災された、現在米国へ留学中の学生に対する支援について)

※IIE(米国国際教育研究所)HPへリンク

<http://www.iie.org/en/What-We-Do/Emergency-Assistance/Japan-EAF>

(2)(独)日本学生支援機構(http://www.jasso.go.jp/site/links_e_saigai.html)や各大学

からも情報提供が行われており、大阪大学世界言語研究センター

(<http://riwl-disaster.info/>)と東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター

(http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post_172.html)では17カ国語での

情報を提供。また、慶応義塾大学のwide(<http://www.wide.ad.jp/>)プロジェクトでは8カ国語での情報を提供。

【再入国ビザ取得について】

4. 今回の震災で、多くの留学生の方々が、我が国への再入国許可を取得されずに一時帰国されています。このような留学生の再入国に当たっては、法務省、外務省から、手続の簡略化や特別措置を取る旨、発表されています。

(1) 震災の発生により途中帰国した外国人留学生の方へ(法務省 HP へリンク)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00026.html

(2) 東北地方太平洋沖地震により再入国許可を取得せずに出国した留学生の方へ(外務省 HP へリンク)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/pdfs/ryuugakusei.pdf>

【緊急援助について】

5. 今回の震災により被災した対象大学の留学生約1000人に緊急援助(平成23年3月)を行った。(学部125千円、修士154千円、博士155千円)

【留学生及び学業への対応について(各種通知等)】

6. 留学生を含め、今回の地震で被災した学生への配慮(授業料等の納付時期の弾力的取扱い、単位認定等の弾力的対応、メンタルヘルスへの適切な対応等)(3月14日付け、鈴木副大臣発出・各大学長宛通知「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」)

7. 国費留学生、留学生交流支援制度(短期受入れ、短期派遣)及び私費外国人留学生学習奨励費受給者について、国内外への移動、大学事務局等の閉鎖による在籍確認、一時離日や再渡日困難等による支給期間の変更等についての柔軟な対応((独)日本学生支援機構から大学等へ事務連絡(3月22日、25日及び31日))

【その他、(独)日本学生支援機構による支援】

8. (独)日本学生支援機構では、3月19日より留学生のための相談窓口を開設しています。(東北地方太平洋沖地震に関する外国人留学生相談窓口:(電話)03-5520-6036)

なお、4月に渡日予定の国費留学生については、渡日後、日本語を勉強される関係大学等において、以下のとおり、受入時期が変更になっていますので御留意ください。

- * 東京外国語大学と大阪大学の学部留学生 4月6日→4月17日
- * 日本学生支援機構東京日本語教育センター 4月4日→4月18日
- * 文化外国語専門学校 4月3日→4月16日

(了)